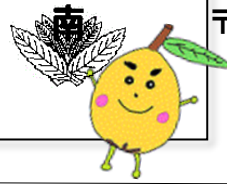


南の風

No.33

令和2年 7月6日



〒851-0245 TEL095-836-0085
長崎市千々町5 1 3 番地
長崎市立南小中学校長
岡田 政宏

学校教育目標

自ら学び鍛え、励まし合う、心豊かな児童・生徒の育成

七月一日に命の話

あの事件を忘れなさい……

十七年前の七月一日に、長崎市内で発生したショックな少年事件。この事件をきっかけに、発達に特性のある子どもたちへの関心が高まり、「教育週間」も始まりました。

今年も、新型コロナウイルスの拡大のため、「長崎っ子を見つめる教育週間」が九月以降に延期になりました。しかし、七月一日という特別な日に、子どもたちに「命」についてのメッセージを伝えたいと思い時間を設定しました。今回の話のテーマは、「自殺」と「母親の想い」です。

七月一日の朝、子どもたちにもお母さんがいますね。お母さんは、みんな自分の子どもを愛しています。そんな愛している子どもが自分よりも先に死んでしまったら、どれほど悲しいでしょう。どれほどつらいでしょう。言葉で説明するのは難しいくらい悲しくて、泣いて、生きていく力がなくなってしまうかもしれません。

自分でも自分の命を終わらせてはいけません。自殺は絶対にやめてはいけません。お母さんよりも長生きしてもらいたいです。

「ごめんね。産んでくれてありがとう。」
誰に向けて書かれたメッセージでしょう。

あとと思います。自分と同じように、出会うすべての人の命も大切にしてください。一人一人の人間に、その人を愛しているお母さんがいるのですから。

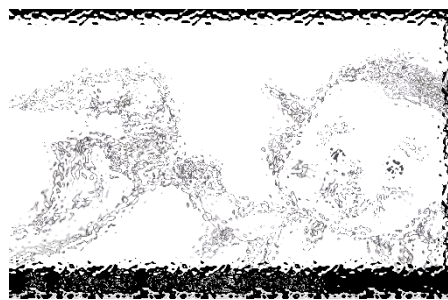
最後に、年を取っていくお母さんの話をした後、『母の辛抱と、幸せと。』という五分間ほどの短いパラパラ漫画風の動画を視聴してもらいました。(インターネットで検索いただくと視聴できます。よろしければご覧ください。)

今回は、中から今年四月に転動してきて、先生を紹介しました。中学時代の素敵な国語の先生との出会いが教師を目指したきっかけ。

ミスチルの音楽が好き。料理が趣味で、コウケンテツさん(料理研究家)の料理番組にはまっているそう。黒い柴犬「誉(ほまむちやん)」との時間が癒しの時間。同じく犬が大好きな相葉さん(嵐のメンバー)の出ているテレビ番組もお気に入り。



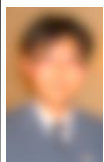
あなたとあなたのお母さんの人生が幸せでありますように。(視聴後の子どもたちへ)「親孝行 したい時に母がいた」



『母の辛抱と、幸せと。』 母と子の最初の場面

ケセラセラ

中三の受験生の息子が、早起きが続いています。しかも、飼犬のトイレや朝ごはんの世話までしてくれて上に、機嫌がいいときにはごみ出しや朝食の手伝いまでしてくれます。(平日は私が朝食当番です。)夜遅くまで勉強しているようなのに、感心。と思いい、よくよく観察していると、それ以外の時間は、登校までスマホでゲームなどをしているよう。夜は、親の設定で、指定時間になるとスマホでいろいろできなくなるので、朝しているのだという。うーん。早朝ならいいのか…。ゲームなどのめり込み、日常生活に支障をきたす「ゲーム障害」は、世界保健機関(WHO)が昨年「依存症」と認定しました。つまり、病気といふこと。最近では、外出自粛や休校の影響もあって、「子どもがゲームをやめられない」という相談が急増しています。日本小児科医会は、「メディアへ接触する総時間を制限することが重要。一日二時間までを目安に(テレビ等も含めて合わせ)」としています。息子に聞くと、「コントロールできて」とのこと。うーん。信じてあげられるべきか。悩ましい。



お父さんOBも助っ人に！頼りになります。

千々の山道！
ビフォー！アフター

岩がゴロゴロ
木も倒れてる！

先生 先生

先生 教頭

先生もがんばりました！月曜日大丈夫かな？

すべらないように、コケ落とし

草刈ババ
2号

草刈ババ
1号

うわあ！
ヘビが
出てきた。

大崎は、お父さんが
刈った草を、お母さん
と先生で、
ひたすら
掃く！

2年ぶりかな？
すごい草の量！

お姉ちゃん
大丈夫？

ばてた…

通学路清掃

6月21日(日曜日)

ありがとうお父さん！
ありがとうお母さん！
ありがとう先生+お助けキッズ！

子どもたちと一緒に読み、世の中のきまりについて考えてみませんか。

つよ ほうりつ ほん
きみを強くする法律の本

ろっぽう
『こども六法』

かね ほんざい
お金のコピーは犯罪！

【刑法 だい じょう つうかぎそうおよ こうしどう
第148条】 通貨偽造及び行使等

こう じっさい つか にせもの かね つく ひと む き ねん
1項 実際に使うために偽物のお金を作った人は、無期か3年
いじょう ちょうえき
以上の懲役とします。

【刑法 だい じょう きぞうつうかどうしゅとく
第150条】 偽造通貨等取得

じっさい つか にせもの かね にゅうしゅ ひと ねん い か
実際に使うために偽物のお金を入手した人は、3年以下の
ちょうえき
懲役とします。

「こども六法」28ページより引用

コピーだけでなく、
つか
使うためにもらって
ほんざい
も犯罪なんだ！



【著作権について】
書籍の紹介に当たり、無断で本の表紙写真を載せることは著作権違反となります。本文の一部引用に当たっては条件を満たせば許容範囲となります。本学校だよりでは、著者の山崎聡一郎さんに、直接許諾をいただき、シリーズで紹介しています。